

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和6年3月27日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを主張している。

本件処分通知書の「2 保護を変更した理由」の「基準改定等による」の「等」が分からない。「年齢別基準額の引下げ」であれば、そのように記載すべきである。

「3 令和3年4月における保護の種類及び扶助額」について「前回決定額」の行を追加すべきである。

本件処分通知書に記載された住宅扶助（額）は、請求人に無断で（処分庁が）取得した個人情報である。したがって、本件処分は、日本国憲法13条、個人情報保護法23条1項、地方公務員法32条及び33条違反である。

請求人は、本件処分により、日本国憲法25条が定める健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされた。

厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引下げ告示に基づく本件処分は、法1条、3条、8条1項、2項及び56条に違反する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 ６年１１月２８日	諮問
令和 ７年 ２月２５日	審議（第９７回第２部会）
令和 ７年 ３月１８日	審議（第９８回第２部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護基準による冬季加算についての定め

冬季加算については、保護基準の別表第１の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する１人世帯の場合、１１月から３月までの期間において、１月当たり２，６３０円の冬季加算額を計上することとされている（別表第１・第１章・１・(1)・ア「１級地」・(ア)「１級地－１」・第２類・Ⅵ区（東京都は、同・(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「Ⅵ区」の区分とされる。））。

２ 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、本件処分は、請求人が居住する〇〇

区にあつては、冬季加算の期間が11月から3月までと保護基準で定められているところ（上記1・(2)）、冬季加算の削除を理由として令和6年4月分の生活保護費を96,240円（令和6年3月分の保護費98,870円から冬季加算額2,630円を減額して得た額）に変更する内容のものであり、上記1の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

なお、本件処分通知書に記載された令和6年4月分の請求人に支給される保護費の額について確認したところ、違算は認められない。

ところで、本件処分通知書の保護変更の決定理由欄には、「冬季加算の削除」の外に「基準改定」との記載がなされているが、これは処分庁のシステムの処理上、基準改定以外の理由による保護変更についても、印字されてしまっているためであることが認められる。これはいわゆる余事記載であり、本件処分の保護変更理由としては適切なものとは認められない。もっとも、余事記載が瑕疵であるとしても、その程度は軽微であり、そのことをもって本件処分が違法又は不当となるとまでは認められない。

しかしながら、本件処分のように基準改定が理由ではない場合は、理由欄に記載されることのないよう早急に運用を改善して、理由付記の適切な運用を図るべきである。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分の取消しを求める旨を主張するが、本件処分が法令等の定めに則ってなされたものと認められることは上記2のとおりであつて、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、生活扶助基準を2004年3月以前の基準に戻すこと（審査請求書の4・(2)）、6月から10月までは夏季加算（冷房費）8,000円を基準額に加えること（同・(3)）、生活家電購入費等の臨時に必要な費用についてはその都度別途支給すること（同・(4)）、過去の複数回の基準改定時の保護変更決定通知書の誤りを訂正すること（同・(7)）も求めるが、いずれの主張も本件処分の違法性又は不当性を主張するものとは認められないところ、本件審査請求においては審査の対象とすることができないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令

解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己